

2026年3月12日

～守るだけじゃない、未来に活かせる保険。～

「ネクストウェーブ」の発売について



大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：原口 達哉、以下「当社」）は、2026年4月1日から、新商品「ネクストウェーブ」（正式名称：無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型））を発売します。

人生100年時代の到来やライフスタイルの多様化を背景に、従来の死亡保障に対するニーズが低下傾向にある一方で、医療技術の進歩などによる平均余命の延伸や高齢化に伴い、3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）の罹患者や要介護認定者は加齢とともに増加しています。こうした背景を踏まえ、「守るだけじゃない、未来に活かせる保険。」として、「ネクストウェーブ」を開発しました。

「ネクストウェーブ」では、3大疾病や要介護状態、身体障がい状態などに幅広く対応した「生きるための保障」を一生にわたって備えることができます。また、保険料払込期間満了後には保障に代えて資金の活用ニーズにもお応えできる商品となっています。

当社は、新商品「ネクストウェーブ」を商品ラインアップに加えることで、2027年3月に迎える創業100周年に向け、より一層お客さまの多様なニーズにお応えできる商品・サービスの提供に努めてまいります。

「ネクストウェーブ」のポイント

① 生きるための一生保障！

- **3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）、要介護状態、身体障がい状態などに一生備えることができます。**また、**3大疾病が重症化する前のリスク（上皮内がん等）にも備えることができます。**

② 保障に代えて資金の活用も可能！

- 保険料払込期間満了後は解約返戻金があり、**資金が必要な場合には、解約して解約返戻金を受け取ることができます。**ただし、解約した場合、以後の保障はなくなります。

③ 変わらない保険料！

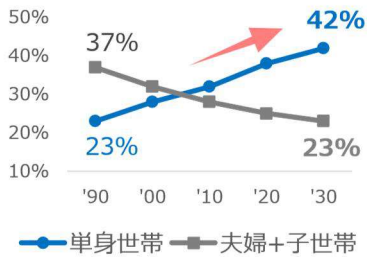
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくし、**保険料を抑えています。**
なお、**保険料払込期間中、保険料は変わりません。**

1 開発の背景

(1) 生きるための保障ニーズの高まり

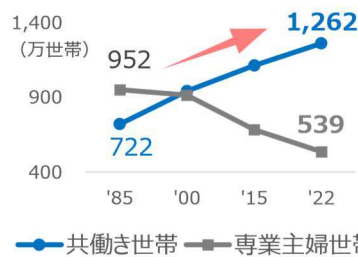
従来は、世帯主の万一のときの生活費や子どもの教育資金などに備える死亡保障ニーズが主流となってきましたが、近年は単身世帯・共働き世帯の増加や、子どもがいる夫婦世帯の減少といったライフスタイルの多様化などにより、遺族にのこす平均的な死亡保険金額が減少しています。

■ 世帯構成の推移



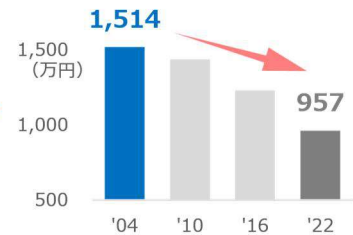
[出典] 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年推計）より当社にて作成

■ 共働き夫婦世帯数の推移



[出典] 厚生労働省「令和5年版 厚生労働白書 - つながり・支え合いのある地域共生社会 -」

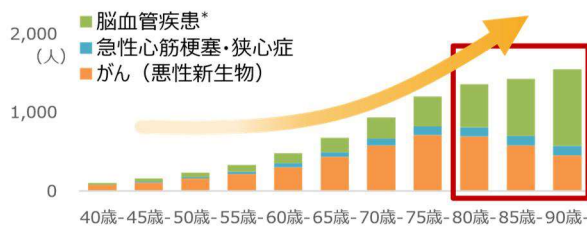
■ 平均加入死亡保険金額の推移



[出典] 生命保険文化センター「2022（令和4）年度「生活保障に関する調査」」より当社にて作成

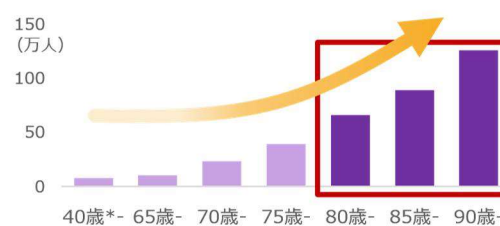
一方、医療技術の進歩などによる平均余命の延伸や高齢化に伴い、一生涯の中で3大疾病に罹患する方や、加齢による身体機能の低下により要介護認定を受ける方は増加傾向にあります。とりわけ80歳以降においても、3大疾病の受療率は増加傾向となっており、要介護2以上認定者数では特に高い増加傾向となっていることから、一生涯にわたる「生きるための保障」の必要性が高まっています。

■ 3大疾病受療率（10万人あたり）



[出典] 厚生労働省「令和5年患者調査」より当社にて作成
* 脳卒中に加え、その他の脳血管疾患などを含む

■ 要介護2以上の年齢別認定者数

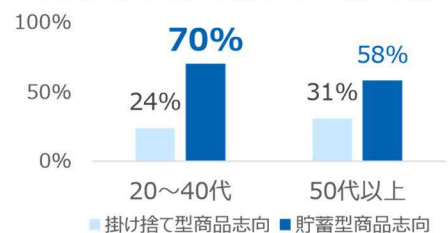


[出典] 厚生労働省「令和5年度 介護保険事業状況報告（年報）」より当社にて作成
* 満40歳以上満65歳未満の公的医療保険制度のご加入者は、第2号被保険者として要介護認定の対象となります。

(2) 貯蓄機能を兼ねた商品志向の高まり

近年では、20～40代の若年・保障中核層を中心に、掛け捨て型商品よりも貯蓄機能を兼ねた商品を志向する傾向が強い状況です。

■ 掛け捨て型商品志向か貯蓄型商品志向か



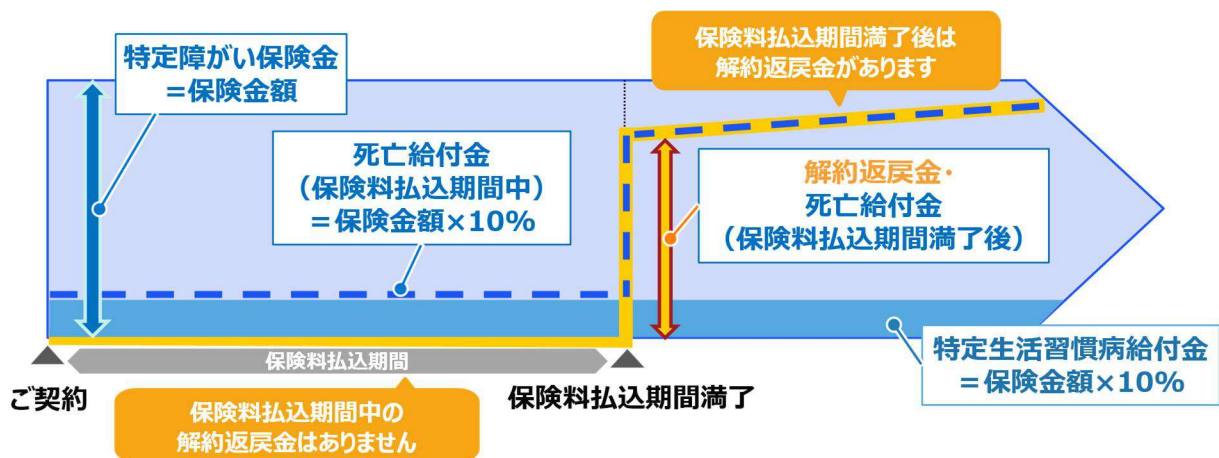
[出典] 生命保険文化センター「2022（令和4）年度「生活保障に関する調査」」より当社にて作成

このような背景を踏まえ、「生きるための保障」を一生涯にわたって備えつつ、保険料払込期間満了後には保障に代えて解約返戻金の活用も選択できる保険、「ネクストウェーブ」を開発しました。

2 商品内容

(1) しゅみ図・保障内容

<しゅみ図>



<支払事由>

支払事由		給付の種類	支払金額	支払限度
初めてがん ^{*1} にかかったとき		特定障がい保険金	保険金額	1回
急性心筋梗塞による所定の状態 ^{*2} のとき または所定の手術を受けたとき				
脳卒中による所定の状態 ^{*2} のとき または所定の手術を受けたとき				
公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき または 所定の要介護状態（180日継続）に該当したとき				
1～3級の身体障害者手帳が交付されたとき				
初めて上皮内がん ^{*3} 等にかかったとき		特定生活習慣病給付金	保険金額×10%	1回
急性心筋梗塞または脳卒中による 1日以上入院をしたとき				
狭心症・脳血管疾患（脳卒中を除く。）で 所定の手術を受けたとき				
死亡	保険料払込期間中	死亡給付金	保険金額×10%	-
	保険料払込期間満了後		解約返戻金と同額	

※特定生活習慣病給付金をお支払いした場合、以後の特定障がい保険金の支払金額は保険金額の90%となります。

※特定障がい保険金をお支払いした場合または被保険者が死亡された場合、ご契約は消滅します。

※保険金等のお支払いにあたっては、以下の制限事項を含め、約款所定の条件を満たすことが必要です。詳しくは、「ご契約のしおり－約款」をご覧ください。

*1 以下のがんは対象外です。

- ・上皮内がん、非浸潤がん、大腸粘膜内がん等
- ・悪性黒色腫を除く皮膚がん
- ・責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物

*2 急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態とは、それぞれ労働制限や後遺症が60日以上継続したときをいいます。

*3 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の上皮内がんは対象外です。

(2) 主な取扱い

■正式名称：無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）

加入年齢範囲	6～74歳	
保険期間	終身	
保険料払込期間	有期払	・5年～20年払（5年刻み） ・55歳～80歳払（5歳刻み）
保険金額	100～1,000万円（10万円単位）	
解約返戻金	保険料払込期間中	なし
	保険料払込期間満了後	契約の経過した年月数で計算した解約返戻金額
健康自慢（健康体料率特約）	取り扱う（加入年齢範囲：18～65歳）	
付帯サービス	「大樹ファミリーセカンドオピニオンサービス ^{*1} 」の対象	

^{*1} 納得のいく治療を選択できるよう、各疾患領域で専門の治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師（総合相談医）へ面談やオンラインでのセカンドオピニオンサービスを手配します。
対象保険契約や対象特約を付加した保険契約の被保険者のほか、ご契約者とそのご家族がご利用いただけます。

(3) 保険料・返戻率例

<契約例> 保険金額：300万円、保険料払込方法：月払・口座振替扱、健康自慢^{*2*3}：付加

	保険料払込期間：65歳払			保険料払込期間：15年払			
	保険料	払込期間満了時返戻率	98歳時点返戻率	保険料	払込期間満了時返戻率	98歳時点返戻率	
男性	20歳	4,224 円	125.4 %	130.9 %	13,905 円	105.4 %	119.3 %
	30歳	5,967 円	114.1 %	119.1 %	14,451 円	104.5 %	114.8 %
	40歳	9,138 円	104.3 %	108.9 %	15,147 円	102.4 %	109.5 %
女性	20歳	4,395 円	119.2 %	125.8 %	13,929 円	104.8 %	119.0 %
	30歳	6,207 円	108.5 %	114.5 %	14,535 円	103.1 %	114.1 %
	40歳	9,441 円	99.8 %	105.4 %	15,405 円	99.6 %	107.6 %

^{*2} 被保険者の健康状態等が当社の定める付加条件を満たしている場合に健康自慢を付加することにより、主契約に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて保険料がお安くなります。（対象となる被保険者の年齢：18歳～65歳）

^{*3} 「健康体」とは、健康自慢の付加条件を満たしている場合の呼称であり、付加条件を満たしていないことが、その方が健康ではないということ意味するものではありません。

※記載の各数値は、健康自慢を付加した前提で記載しています。健康自慢を付加しない場合の各数値は、上記とは異なります。

※払込期間満了時返戻率は、契約応当日時点の返戻率を記載しています。

※記載の返戻率は、途中で特定生活習慣病給付金のお支払いがなかったものとして計算しています。

特定生活習慣病給付金支払後の返戻率は、記載の返戻率を下回ります。

※契約年齢や保険料払込期間などによって、保険料払込期間満了後の解約返戻金額が払込保険料累計額を下回ることがあります。

※解約返戻金額は保険料払込期間満了後、基本的に経過に応じて増加し、最終的に男性は106歳、女性は107歳で最高額となります。

※解約した場合、以後の保障はなくなります。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。
ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「設計書（契約概要）」、「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。

※「ご契約のしおり－約款」の内容は、発売日以降に当社ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/yakkan_search/）でご確認いただけます。